

南九州市国民健康保険条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月25日

塗木弘幸  
南九州市長

南九州市規則第45号

南九州市国民健康保険条例施行規則等の一部を改正する規則

(南九州市国民健康保険条例施行規則の一部改正)

第1条 南九州市国民健康保険条例施行規則（平成19年南九州市規則第85号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し及び同条第1項中「被保険者証」を「資格確認書」に改める。

第1号様式中「被保険者証番号」を「被保険者番号」に改める。

第2号様式及び第3号様式中「被保険者証」を「被保険者」に改める。

第4号様式を次のように改める。

## 國民健康保險高額療養費支給申請書

枚中 枚目

上記のとおり申請します。

住所

申請者（世帯主） 個人番号 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

公金受取口座を利用する（利用する場合は口座情報の記入不要）。  
※ご自身で公金受取口座をマイナポータル上で登録している方に限ります。

振込口座を指定する。

世帯主以外の方が受領する場合は、下記の委任状を記入してください。

## 委任状

年 月 日

国民健康保険給付費等に関する受領を下記の代理人に委任します。

世帯主氏名  
(申請者) \_\_\_\_\_

代理人住所 \_\_\_\_\_

代理人氏名 \_\_\_\_\_ 個人番号 \_\_\_\_\_

第5号様式中「被保険者証記号番号」を「被保険者記号番号」に改める。

(南九州市公印規則の一部改正)

第2条 南九州市公印規則（平成19年南九州市規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表特殊用市の印の部国民健康保険用市印の項中「国民健康保険被保険者証」を「国民健康保険資格確認書」に改める。

(南九州市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例施行規則の一部改正)

第3条 南九州市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例施行規則（平成19年南九州市規則第54号）の一部を次のように改める。

第1号様式中「被保険者証記号番号」を「資格確認書記号番号」に改める。

(南九州市介護保険条例施行規則の一部改正)

第4条 南九州市介護保険条例施行規則（平成19年南九州市規則第87号）の一部を次のように改める。

第12号様式の2中「被保険者証記号」を「被保険者記号」に、「被保険者証番号」を「被保険者番号」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年11月25日から施行し、改正後の南九州市国民健康保険条例施行規則第3条第1項、第1号様式から第3号様式まで及び第5号様式の規定、南九州市公印規則、南九州市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例施行規則並びに南九州市介護保険条例施行規則の規定は、令和6年12月2日から適用する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に南九州市国民健康保険条例施行規則、南九州市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例施行規則及び南九州市介護保険条例施行規則の規定に基づいて提出されている様式（次項において「旧様式」という。）は、改正後の南九州市国民健康保険条例施行規則、南九州市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例施行規則及び南九州市介護保険条例施行規則の規定による様式とみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式については、当分の間所要事項を調整して使用することができる。